

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株 式 会 社 ジ ー ニ ー
代表取締役社長 工 藤 智 昭

第 8 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月26日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時

2. 場 所
- 2018年6月27日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 44階 「ハーモニー」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項
1. 第8期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第8期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案
- 定款一部変更の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

監査等委員である取締役3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

新株予約権の発行の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

したがいまして、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部となっております。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（アドレス <https://geniee.co.jp/ir/>）

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- ①当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行するため、関連する定款の一部を変更するものであります。

②機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう定款規定を新設するものであります。

③その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるものであります。
2. 変更の内容
- 下線部は変更箇所を示しております。なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第5条 (機関構成) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第5条 (機関構成) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u>
第6条～第17条 (省略)	第6条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。 (新設)	第18条 (取締役の員数) <u>1</u> 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。 <u>2</u> 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、 <u>4</u> 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
第19条（取締役の選任） 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 （省略） 3 （省略） 第20条（取締役の任期） 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （新設） <u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第21条（代表取締役及び社長） 1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 （省略） 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条（省略） 第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第19条（取締役の選任） 1 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2 （現行どおり） 3 （現行どおり） 第20条（取締役の任期） 1 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第21条（代表取締役及び社長） 1 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 （現行どおり） 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条（現行どおり） 第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第24条（省略） 第25条（取締役会決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> 第26条（省略） （新設） 第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第28条（取締役の責任免除） 当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第24条（現行どおり） 第25条（取締役会決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 第26条（現行どおり） <u>第27条（重要な業務執行の決定の委任）</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第29条（取締役の責任免除） 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> 第29条（監査役の員数） 当社の監査役は、5名以内とする。 第30条（監査役の選任） 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第31条（監査役の任期） 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 第32条（常勤監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 第33条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第34条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 第35条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第5章 <u>監査等委員会</u> （削除） （削除） （削除） 第30条（常勤の監査等委員） 監査等委員会、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 第31条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第32条（監査等委員会の決議の方法） 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 第33条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第36条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>第37条（監査役の責任免除）</u> 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(削除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
<u>第38条～第39条（省略）</u>	<u>第34条～第35条（現行どおり）</u>
<u>第40条（会計監査人の報酬等）</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。	<u>第36条（会計監査人の報酬等）</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。
<u>第41条（省略）</u>	<u>第37条（現行どおり）</u>
第7章 計算	第7章 計算
<u>第42条（省略）</u>	<u>第38条（現行どおり）</u>
<u>第43条（剰余金の配当）</u> 1 <u>当会社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	(削除)
<u>第44条（中間配当）</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第39条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	<u>第40条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>1 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第45条（省略）	第41条（現行どおり）
第8章 附則	第8章 附則
第46条（省略）	第42条（現行どおり）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
1	く とう とも あき 工 藤 智 昭 (1981年9月9日)	2006年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2010年4月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2012年8月 Geniee International Pte., Ltd. President & CEO（現任） 2013年9月 Geniee Vietnam Co., Ltd. Chairman（現任） 2014年11月 Simba Digital Pte., Ltd. Director（現任） 2017年5月 PT. Geniee Technology Indonesia Commisioner（現任） PT. Adstars Media Pariwara Commisioner（現任） 2017年8月 Geniee Adtechnology (Thailand) Co.,Ltd. Director（現任）	6,540,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
2	ひろ せ ひろし 廣 瀬 寛 (1985年5月11日)	2009年 4 月 株式会社リクルートメディアコミュニ ケーションズ 入社、株式会社リクルー ト（現 株式会社リクルートホールディ ングス）出向 2011年 4 月 当社 入社 2011年10月 当社 取締役（現任） 2016年 3 月 Geniee International Pte., Ltd. Director（現任）	655,000株
3	※ に き かつ まさ 仁 木 勝 雅 (1968年2月4日)	1991年 4 月 国際デジタル通信株式会社（現 株式会 社IDCフロンティア）入社 2005年 6 月 ソフトバンク株式会社（現 ソフトバン クグループ株式会社）入社 2007年 3 月 ガンホー・オンライン・エンターテイメ ント株式会社 取締役 2013年10月 Supercell Oy Member of the Board of Directors 2014年11月 ソフトバンク株式会社（現 ソフトバン クグループ株式会社）執行役員 当社 社外取締役 2016年10月 株式会社イズミ 執行役員 2017年 5 月 ソフトバンク株式会社 顧問（現任） 2017年 9 月 株式会社ディープコア 代表取締役社 長（現任） 2017年11月 Mistletoe Venture Partners株式会社 取締役（現任） 2017年12月 ゴーディアン・キャピタル・ジャパン株 式会社 シニアアドバイザー（現任） 2018年 4 月 株式会社ヌーラボ 監査役（現任）	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
4	ふじ 藤 ひら 平 だい 大 すけ 輔 (1971年8月5日)	1996年 6 月 日本電信電話株式会社 入社 1999年 5 月 ソニー株式会社 入社 2004年 9 月 ソフトバンクBB株式会社(現 ソフトバンク株式会社) 入社 2008年 4 月 ソフトバンクギフト株式会社 (現 SBギフト株式会社) 取締役COO 2014年 2 月 SBギフト株式会社 代表取締役(現任) 2014年 5 月 ソフトバンクテレコム株式会社(現 ソフトバンク株式会社) 新規事業営業本部 デジタルマーケティング事業統括 統括部長 2014年 6 月 株式会社ジェネレイト 代表取締役 CEO(現任) 2015年 4 月 汐留エージェンシー株式会社 (現 SBアド株式会社) 取締役(現任) 2016年 6 月 株式会社マイクロアド 取締役(現任) 2017年 4 月 ソフトバンク株式会社 法人事業統括 法人事業戦略本部 デジタルマーケティング事業統括部 統括部長(現任) 当社 社外取締役(現任)	—

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
5	な か みち まさ 那 珂 通 雅 (1964年8月14日)	1989年 4 月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 (現 シティグループ証券株式会社) 入 社 2004年 4 月 日興シティグループ証券株式会社 (現 シティグループ証券株式会社) 常務執行 役員 債券本部共同本部長 2008年 6 月 同社 常務執行役員 市場営業本部長 2009年10月 シティグループ証券株式会社 取締役 2009年12月 同社 取締役副社長 2010年12月 ストームハーバー証券株式会社 代表 取締役社長 2014年 7 月 あすかアセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社eWeLL 取締役 (現任) 2014年 9 月 株式会社アイスタイル 取締役 (現任) 2014年10月 ストームハーバー証券株式会社 取締 役会長 2014年11月 当社 社外取締役 (現任) 2015年 7 月 プリベント少額短期保険株式会社 取 締役 (現任) 2016年 7 月 ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役 (現任) 2017年 6 月 株式会社アクセルレーター 代表取締 役 (現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 仁木勝雅氏、藤平大輔氏及び那珂通雅氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 仁木勝雅氏は、ソフトバンクグループ株式会社において、投資企画部門を統括して大規模なM&Aを手がけるなど、企業経営における高い知見及び豊富な業務経験を有しており、取締役会の意思決定に際して適切な指導を期待し、選任をお願いするものであります。
- (2) 藤平大輔氏は、デジタルマーケティング領域に精通しており、当事業の拡大に関して、取締役会の意思決定に際して適切な指導を期待し、選任をお願いするものであります。同氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年2ヶ月となります。
- (3) 那珂通雅氏は、シティグループ証券株式会社及びストームハーバー証券株式会社における企業経営の豊富な経験や金融関連の知見を有することから、取締役会の意思決定に際して適切な指導を期待し、選任をお願いするものであります。同氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年7ヶ月となります。
5. 当社は藤平大輔氏及び那珂通雅氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、仁木勝雅氏が社外取締役として選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、那珂通雅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」ならびに本議案の効力が生じますと、取締役8名のうち、6名が社外取締役となる予定です。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
1	※ とり たに かつ ゆき 鳥 谷 克 幸 (1956年4月12日)	1980年4月 セイコーエプソン株式会社 入社 1990年8月 株式会社三和総合研究所(現 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社) 入社 2003年2月 ヤフー株式会社 入社 2017年4月 同社 内部監査室長 同社内部監査室本部 リードオーディ ター 2017年6月 当社 常勤社外監査役(現任)	—
2	※ とどろき ゆき お 轟 幸 夫 (1958年5月5日)	1981年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 1998年11月 ソフトバンク株式会社 入社 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 入社 1999年6月 ヤフー株式会社 監査役 2013年12月 株式会社SBI証券 常務取締役 2017年6月 当社 社外監査役(現任)	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
3	※ ご とう ふみ あき 後 藤 文 明 (1953年4月26日)	1998年2月 アライドテレシス株式会社 入社 2000年12月 株式会社HDE 監査役(現任) 2001年6月 株式会社GDH 常勤監査役 2002年6月 同社 取締役CFO 2007年6月 株式会社ゴンゾロツソ 取締役 2009年1月 同社 代表取締役CEO 2012年9月 当社 社外監査役(現任) 2013年10月 株式会社イートラスト 取締役管理本 部長 2016年3月 株式会社モンスター・ラボ 取締役副社 長兼CFOコーポレート本部長(現任)	—

- (注) 1. ※印は新任の取締役(監査等委員)候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鳥谷克幸氏、轟幸夫氏及び後藤文明氏は、社外取締役(監査等委員)候補者であります。
- (1) 鳥谷克幸氏は、上場企業の内部監査室長及び上場子会社の常勤監査役としての豊富な経験・識見を活かして、当社の監査等を行っていただけたらと考え、選任をお願いするものであります。
- (2) 轟幸夫氏は、上場企業の監査役としての豊富な経験・識見を活かして、当社の監査等を行っていただけたらと考え、選任をお願いするものであります。
- (3) 後藤文明氏は、企業経営に関する豊富な経験・識見を活かして、当社の監査等を行っていただけたらと考え、選任をお願いするものであります。
4. 当社は鳥谷克幸氏、轟幸夫氏及び後藤文明氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、各氏が社外取締役として選任された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、鳥谷克幸氏、轟幸夫氏及び後藤文明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定め（年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。））に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）と定めること、当該報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないこと、並びに各取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

現在の取締役の員数は5名であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり可決されますと、引き続き取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額2,500万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 新株予約権の発行の件

下記理由から、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして無償で下記のとおり新株予約権を発行すること及び募集新株予約権について下記に記載のない事項が取締役会決議により定められた場合、当該事項は取締役会の決議をもって変更することができること、並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を継続的に確保するため、ストックオプションとして、下記2. 記載の者を対象として新株予約権を無償で発行する。
2. 新株予約権の割当てを受ける者
発行日（割当日）において当社に在任する従業員
3. 募集要項等
 - (1) 新株予約権の数
400個を上限とする。
 - (2) 新株予約権の発行価額
無償で発行するものとする。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

1株当たりの価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における金融商品取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。但し、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値とする（以下「行使価額」という。）。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により株式を交付する場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

なお、本号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、発行日（割当日）後、当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整が必要な場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

③ 新株予約権の行使期間

発行日（割当日）の翌日から2028年6月26日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (ii) 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号(i)記載の資本金等増加限度額から本号(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の行使の条件等（行使価額及び行使期間を除く。）

(i) 行使条件

- 1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について第6号(i)から(v)までに定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- 2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- 3) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(ii) 相続

- 1) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本第3項の規定に従って未行使の新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
 - (a) 新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
 - (ア) 相続開始の年月日
 - (イ) 新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
 - (ウ) 権利承継者の氏名及び住所
 - (エ) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
 - (オ) 上記(ア)から(エ)までのほか、当社の定める事項
 - (b) (a)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
 - (c) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、新株予約権の行使及び放棄その他、新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
 - (d) 権利承継者は、新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
 - (e) 権利行使期間中に上記(a) (ア)から(オ)までの事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。
- 2) 本(ii)を除く本第3項の規定の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第6号(iii)の規定は適用されないものとする。

⑥ 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の(i)から(v)までに基づき新株予約権を取得することができる。当社は、以下の(i)から(v)までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議(当社が新株予約権の発行後に取締役会設置会社でなくなった場合においては、株主総会の決議と読み替えるものとする。以下本号において同じ。)により別途定める日においてこれ取得するものとする。また、当社は以下の(i)から(v)までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (i) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ii) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (iii) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - 1) 当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - 2) 当社又は子会社の従業員
 - 3) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(iv) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- 1) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- 2) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- 3) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- 4) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 5) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- 6) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- 7) 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- 8) 権利者が本第3項の規定又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(v) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は従業員の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- 1) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- 2) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認（当社が新株予約権の発行後に取締役会設置会社でなくなった場合においては、株主総会の承認と読み替えるものとする。）を要する。

⑧ 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1号に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第2号で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

第3号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(vi) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(vii) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 組織再編行為の際の取扱い

本号に準じて決定する。

(4) 発行日（割当日）

本株主総会の日から1年以内の一定の日

以上

(提供書面)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場は、スマートデバイスの普及・利用拡大等を背景に、データ連携可能な運用型広告やスマートフォン向け広告等へのニーズが引き続き高まっており、2017年のインターネット広告費が前年比115.2%の1兆5,094億円と、広告費全体の成長を牽引する成長となりました（株式会社電通調べ）。

このような事業環境の下、当社グループでは、引き続き強みである「技術開発力」と「事業推進力」を活かし、事業領域の拡大やサービス提供地域の拡大に取り組んでおります。

アド・プラットフォーム事業においては、主力事業である国内最大規模の広告収益最大化プラットフォーム「GenieeSSP」にて積極的に媒体やOEM提供先の開拓に取り組んだほか、「GenieeDSP」にて代理店営業を強化してまいりました。また、マーケティングオートメーション事業では、新規機能の開発や積極的な新規顧客開拓に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高14,380百万円（前連結会計年度比22.6%増）、営業利益527百万円（同104.8%増）、経常利益467百万円（同140.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益63百万円（前連結会計年度は△14百万円）となりました。

当社グループは、アドテクノロジー事業の単一セグメントであります。提供するサービスやエリア別の事業概況は次のとおりです。

・アド・プラットフォーム事業

アド・プラットフォーム事業では、ウェブサイトやスマートフォンアプリ上に、各々の閲覧者に合った広告を瞬時に選択し表示させる技術（アドテクノロジー）を使って、インターネットメディアや広告主の広告収益や効果を最大化させるシステム（プラットフォーム）を提供しております。具体的には、インターネットメディア向けの「GenieeSSP」や広告主/広告代理店向けの「GenieeDSP」等があります。また、これらのプラットフォームのOEM（Original

Equipment Manufacturingの略で、他社ブランドのSSPやDSP等を開発提供すること）提供や、Google社の公式認定メディアソリューションパートナーとしてインターネットメディア向け広告配信サービス「Google AdSense」「DoubleClick Ad Exchange」の提供も行っております。

「GenieeSSP」や「GenieeDSP」経由で広告が配信されると、広告表示回数や単価に応じて広告主から当社グループへ広告掲載料（＝当社グループの売上）が支払われます。広告代理店や他社DSP、アドネットワーク、OEM提供先を介して広告が配信される場合は、広告主からそれらを経由して広告掲載料をいただいております。

当連結会計年度におきましては、主力サービスである「GenieeSSP」にて、広告配信ロジックの改善やフォーマット最適化等の機能強化に取り組んだ結果、広告単価が上昇しました。また、大手メディアをはじめとした新規顧客の獲得等により、広告表示回数が増加しました。広告主向け広告配信プラットフォーム「GenieeDSP」では、新規代理店の獲得やサポート等に注力したことで、広告案件数が増加しました。

この結果、当連結会計年度のアド・プラットフォーム事業の売上は、12,634百万円（前連結会計年度比17.0%増）となりました。

・マーケティングオートメーション事業

マーケティングオートメーション事業では、データを蓄積・分析・活用するためのプラットフォーム「GenieeDMP」とマーケティングオートメーション「MAJIN（マジン）」を提供しております。「MAJIN」は、2016年7月に立ち上げた新規事業で、企業のマーケティング活動を自動化し、効率的に潜在顧客の集客や購買意欲等の向上、購買・契約等を行うためのプラットフォームです。

「GenieeDMP」や「MAJIN」では、基本的に導入企業様より月額でシステムやサービスの利用料（＝当社グループの売上）をいただいております。

当連結会計年度におきましては、「MAJIN」にて、AI技術や独自のセグメンテーション技術等を活用した新機能の開発に加え、サービス認知度向上に向けた潜在顧客向けのセミナー開催やイベント出展、OEM提供等にも注力してまいりました。

この結果、「MAJIN」の導入社数が累計アカウント数で750社超へ増加し、当連結会計年度のマーケティングオートメーション事業の売上は、1,076百万円（前連結会計年度比95.7%増）となりました。

・海外事業

海外事業では、インターネットメディア向けの「GenieeSSP」をはじめとしたアド・プラットフォーム事業を中心に展開しております。

当連結会計年度におきましては、既存のシンガポール、ベトナム、インドネシアに加え、2017年8月にはタイに新拠点を設立いたしました。また、インドネシアにおいて大手メディアの獲得やキャンペーン案件の受注が順調に進んだほか、Google社のプロダクト販売にも注力いたしました。

この結果、当連結会計年度の海外事業の売上は、1,039百万円（前連結会計年度比27.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は302百万円であります。その主なものは、サーバー設備の取得158百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2017年12月18日をもって(株)東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。この株式上場にあたり、2017年12月17日に公募増資により1,000,000株の新株を発行し、1,242百万円の資金調達を行いました。また、2018年1月16日に第三者割当により196,200株の新株式を発行し、243百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2016年3月期)	第 7 期 (2017年3月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
売 上 高(百万円)	7,369	11,730	14,380
経 常 利 益(百万円)	106	194	467
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	52	△14	63
1株当たり当期純利益 (円)	3.31	△0.92	3.84
総 資 産(百万円)	3,400	4,197	5,541
純 資 産(百万円)	1,264	1,613	3,205
1株当たり純資産 (円)	76.33	76.27	182.95

(注) 当社は、第6期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2015年3月期)	第 6 期 (2016年3月期)	第 7 期 (2017年3月期)	第 8 期 (当事業年度) (2018年3月期)
売 上 高(百万円)	2,911	7,047	11,352	13,711
経 常 利 益(百万円)	186	108	328	548
当 期 純 利 益(百万円)	124	67	161	146
1株当たり当期純利益 (円)	8.56	4.26	10.08	8.86
総 資 産(百万円)	2,002	3,361	4,318	5,707
純 資 産(百万円)	1,231	1,264	1,797	3,469
1株当たり純資産 (円)	74.06	76.34	87.91	198.16

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
Geniee International Pte.,Ltd.	3,730千米ドル	100.0%	アドテクノロジー事業
Geniee Vietnam Co.,Ltd.	3,671,600千ベトナムドン	0.0 [100.0]	アドテクノロジー事業
PT. Geniee Technology Indonesia	3,440,750千インドネシアルピア	1.0 [99.0]	アドテクノロジー事業
PT. Adstars Media Pariwara	2,600,000千インドネシアルピア	0.0 [51.0]	アドテクノロジー事業
Geniee Adtechnology (Thailand) Co.,Ltd.	3,000千タイバーツ	0.0 [49.0]	アドテクノロジー事業

(注) 1. Geniee Adtechnology (Thailand) Co.,Ltd.は、2017年8月に設立しております。

2. 当社の議決権比率の[]は間接所有比率を表記しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「テクノロジーで新しい価値を創造し、クライアントの成功を共に創る」というミッション(理念)のもと日本が誇る優れた技術力を背景に、独自開発したテクノロジーで、ユーザーの情報環境を変革していくことを目指しております。このミッションを実現していくために、当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

(1) 技術革新及びインターネット業界の変化への対応

当社グループが事業を展開するインターネット広告業界は、第4次産業革命の中で大きな変化と可能性が想定されます。中でも、アドテクノロジーの進化のスピードは速い上、ビッグデータやAI(人工知能)の活用による広告配信の精度向上や自動化の促進、IoT(Internet of Thingsの略で、様々なモノがインターネットに接続されデータや情報をやりとりできる仕組みのこと)の進展やVRの利活用による広告バリエーションの増加といったドラスティックな変化が考えられます。こうした中で、当社グループは、国内外のアドテクノロジー業界の技術革新を牽引し、新たな市場の変化を捉えたプロダクトの開発・提供をいち早く行っていくことが、今後の事業規模拡大に必要不可欠であると認識しております。

(2) 新規事業の創出及びM&A等による事業領域の拡大

当社グループは、国内No.1規模を誇るインターネットメディア向けの広告収益最大化プラットフォーム「GenieeSSP」を軸に、広告主向けの「GenieeDSP」、「GenieeDMP」といったアドテクノロジー領域に加え、2016年7月にはマーケティングオートメーション「MAJIN（マジン）」の提供を開始し、マーケティングテクノロジー領域へ積極的に事業領域を拡大しております。今後につきましても、国内外の企業様が抱える様々なマーケティング課題の解決に向け、新規事業の創出や事業シナジーが発揮できる分野でのM&A等により、積極的に事業領域の拡大に取り組んでまいります。

(3) 海外市場におけるシェア拡大及び新市場の開拓

当社グループは、2012年から海外事業展開に着手し、現在、東南アジア（シンガポール・ベトナム・インドネシア・タイ）を中心に現地拠点を置き、現地の大手通信キャリアやアドネットワーク等、現地企業様向けに「GenieeSSP」等のサービスを提供しております。今後につきましては、インターネットの普及に伴い、引き続きインターネット広告市場の高い成長率が見込まれるアジア地域を中心に、既存拠点における顧客開拓や、事業規模及び各国市場のシェア拡大、未展開の市場開拓等に取り組み、グループ全体の事業規模拡大を図ってまいります。

(4) グローバル開発体制の強化

当社グループでは、国内外で提供しているプロダクトの企画や開発・運用等を全て内製化しております。このため、技術革新や各国のインターネット広告市場の変化を捉えた最先端のプロダクトを開発・提供することが、今後の事業規模拡大に必要不可欠であると認識しております。今後につきましては、国内はもちろんのこと、ベトナムをはじめとする主要海外拠点においても各国の顧客ニーズを捉えた開発をスピーディーに行うべく、グローバル開発体制の強化を図り、アジアを代表するテクノロジー企業となることを目指してまいります。

(5) 優秀な人材の確保及びグローバル組織体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大と業界革新を実現していく上で、優秀な人材の確保やグローバル組織体制の強化が必要不可欠であると認識しております。このため、各事業フェーズに合わせ即戦力となる人材確保を目的とした中途採用と、将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。また、グローバルで業界を牽引する人材の育成を重点課題と位置づけ、職種別・階層別研修の実施や、専門資格の取得支援、英語学習支援等、幅広い成長機会の創出・支援を行ってまいります。さらに、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力、情熱を持つ人材を積極的に登用し、適材適所を見極めながら事業状況に合わせた臨機応変な組織改編をスピーディーに行うことで、グローバルで強い組織体制を作ってまいります。

(6) ブランディングの強化

当社グループは、アドテクノロジー業界において一定の認知を得ているものの、中長期で更なる事業拡大を図り成長を加速していく上で、会社及びプロダクトのブランディングを強化していく必要があると考えております。今後は、国内はもちろんのこと、グローバルでのPR活動や費用対効果を見極めた広告宣伝等も行っておりまいます。

(7) 内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・内部統制システムを活用した監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行っておりまいます。

(8) システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、安定した事業運営を行うにあたり、国内外での市場シェア拡大や新規プロダクトの提供、新規海外拠点の設立等を念頭に置いた、サーバー設備の増強や負荷分散システムの導入等が必要不可欠であると認識しております。今後も、中長期的な視点から設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでまいります。

(9) 不適切な広告配信に対する監視体制の強化

当社グループは、顧客に提供する価値を担保するために、当社が配信する広告に係る品質管理の徹底が重要な課題であると認識しております。具体的には、不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示及び違法コンテンツを掲載するインターネットメディアへの広告配信の監視、また、成人向け広告の取り扱いに関する社内方針を定め、該当する広告取引の減少に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2018年3月31日現在）

事業区分	事業内容
アドテクノロジー事業	アド・プラットフォーム事業
	マーケティングオートメーション事業
	海外事業

(6) 主要な営業所及び工場（2018年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都新宿区
----	--------

② 子会社

Geniee International Pte., Ltd.	本社：シンガポール共和国Peck Seah Street
Geniee Vietnam Co., Ltd.	本社：ベトナム社会主義共和国ハノイ市
PT. Geniee Technology Indonesia	本社：インドネシア共和国ジャカルタ市
PT. Adstars Media Pariwara	本社：インドネシア共和国ジャカルタ市
Geniee Adtechnology (Thailand) Co., Ltd.	本社：タイ王国バンコク市

(7) **使用人の状況**（2018年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
242 (26) 名	42名増 (7名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
152 (26) 名	29名増 (7名減)	29.9歳	2.3年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2018年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	216百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	133

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2017年12月18日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2018年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 64,000,000株
- ② 発行済株式の総数 17,508,200株
- ③ 株主数 3,556名
- ④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
工藤 智昭	6,540,000	37.35
ソフトバンクグループインターナショナル合同会社	5,625,000	32.12
吉村 卓也	670,000	3.82
廣瀬 寛	655,000	3.74
トランス・コスモス株式会社	495,000	2.82
NICE SATISFY LIMITED	402,000	2.29
AT- I 投資事業有限責任組合	378,200	2.16
Fenox Venture Company IX, L.P.	258,000	1.47
アンカー・アドバイザーズTMT3号投資事業有限責任組合	219,000	1.25
YJ1号投資事業組合	120,000	0.68

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2018年3月31日現在)

	第 2 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2013年3月27日	2015年12月15日
区 分	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
保 有 者 数	2名	1名 (注) 1
新 株 予 約 権 の 数	10個	60,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 150,000株 (新株予約権 1 個につき 15,000株) (注) 2	普通株式 60,000株 (新株予約権 1 個につき 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 価 額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 1,605,000円 (1 株当たり 107円)	新株予約権 1 個当たり 900円 (1 株当たり 900円)
権 利 行 使 期 間	2013年3月31日から 2022年3月31日まで	2015年12月17日から 2025年11月30日まで

(注) 1. 取締役就任前に付与したものであります。

2. 当社は、2014年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2014年12月26日付で株式1株につき15,000株の株式分割を行っております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 9 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2017年7月14日	
新 株 予 約 権 の 数		52,250個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	52,250株 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 価 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	1,350円 1,350円)
権 利 行 使 期 間		2017年7月15日から 2027年6月29日まで	
使用人等への 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	47,250個 47,250株 21名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	5,000個 5,000株 3名

		第 1 0 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2017年9月5日	
新 株 予 約 権 の 数		28,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	28,500株 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 価 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	1,350円 1,350円)
権 利 行 使 期 間		2017年9月7日から 2027年6月29日まで	
使用人等への 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	16,500個 16,500株 3名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	12,000個 12,000株 1名

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	工 藤 智 昭	Geniee International Pte.,Ltd. President & CEO
取 締 役	廣 瀬 寛	アド・プラットフォーム事業本部長 Geniee Internation Pte.,Ltd. Director
取 締 役	遠 藤 雅 宏	管理部長
取 締 役	那 珂 通 雅	(株)eWeLL取締役 (株)アイスタイル取締役 プリベント少額短期保険(株)取締役 ボードウォーク・キャピタル(株)代表取締役 (株)アグセルレーター代表取締役
取 締 役	藤 平 大 輔	SBギフト(株)代表取締役 (株)ジェネレイト代表取締役CEO SBアド(株)取締役 (株)マイクロアド取締役 ソフトバンク(株)法人事業統括 法人事業 戦略本部 デジタルマーケティング事業 統括部 統括部長
常 勤 監 査 役	鳥 谷 克 幸	
常 勤 監 査 役	青 木 理 恵	青木公認会計士事務所所長 (株)ドリコム取締役（監査等委員） リックソフト(株)監査役
監 査 役	後 藤 文 明	(株)モンスター・ラボ取締役副社長兼CFO (株)HDE監査役
監 査 役	吉 澤 尚	弁護士法人漆間総合法律事務所副所長 (株)エスクリ監査役 (株)リブセンス監査役
監 査 役	轟 幸 夫	

- (注) 1. 社外取締役高橋宏祐氏は、2017年4月13日付で辞任により退任いたしました。
2. 取締役那珂通雅氏及び取締役藤平大輔氏は、社外取締役であります。
3. 監査役鳥谷克幸氏、監査役青木理恵氏、監査役後藤文明氏、監査役吉澤尚氏及び監査役轟幸夫氏は、社外監査役であります。
4. 監査役青木理恵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役那珂通雅氏、監査役鳥谷克幸氏、監査役後藤文明氏及び監査役轟幸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	45百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (5名)	16百万円 (16百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (7名)	62百万円 (20百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年6月30日開催の第7回定時株主総会決議により、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月30日開催の第7回定時株主総会決議により、年額2,500万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役那珂通雅氏はボードウォーク・キャピタル株式会社及びアクセルレーター株式会社の代表取締役、プリバント少額短期保険株式会社、株式会社eWeLL及び株式会社アイスタイルの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役藤平大輔氏は、当社の主要株主であるソフトバンクグループインターナショナル合同会社の兄弟会社であるソフトバンク株式会社の法人事業統括 法人事業戦略本部デジタルマーケティング事業統括部統括部長であります。また、SBギフト株式会社の代表取締役、株式会社ジェネレイトの代表取締役CEO、SBアド株式会社の取締役、株式会社マイクロアドの取締役であります。当社はソフトバンク株式会社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係を有しております。
- ・監査役青木理恵氏は、青木公認会計士事務所の所長、株式会社ドリコムの子会社（監査等委員）、リックソフト株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役後藤文明氏は、株式会社モンスター・ラボの子会社（取締役副社長）、株式会社HDEの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉澤尚氏は、弁護士法人漆間総合法律事務所の副所長、株式会社エスクリ及び株式会社リブセンスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	那珂 通雅	当事業年度に開催された取締役会25回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	藤平 大輔	2017年4月13日就任以降、当事業年度に開催された取締役会24回のうち20回に出席いたしました。出席した取締役会において、インターネット事業ならびに企業経営に関する知見及び経験に基づき、経営全般について適宜発言を行っております。
監査役	鳥谷 克幸	2017年6月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会10回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、他社における豊富な業務経験を活かし、主にガバナンスの観点から適宜発言を行っております。
監査役	青木 理恵	当事業年度に開催された取締役会25回のうち23回、監査役会13回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	後藤 文明	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回、監査役会13回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、インターネット関連企業での会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に対する発言を行っております。
監査役	吉澤 尚	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法律的な観点から、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	轟 幸夫	2017年6月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会10回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計・財務の高い知見と豊富な経験に基づく発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である新規株式公開に伴うコンフォートレターについての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,512,607	流 動 負 債	1,885,003
現 金 及 び 預 金	2,541,801	買 掛 金	1,299,378
売 掛 金	1,855,074	1年内返済予定の長期借入金	99,996
繰 延 税 金 資 産	39,668	リ ー ス 債 務	78,465
そ の 他	112,023	未 払 法 人 税 等	127,772
貸 倒 引 当 金	△35,959	賞 与 引 当 金	59,812
固 定 資 産	1,028,447	そ の 他	219,578
有 形 固 定 資 産	319,186	固 定 負 債	450,583
建 物 及 び 構 築 物	30,222	長 期 借 入 金	250,004
工 具、器 具 及 び 備 品	45,814	リ ー ス 債 務	200,579
リ ー ス 資 産	243,149	負 債 合 計	2,335,586
無 形 固 定 資 産	446,355	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	27,312	株 主 資 本	3,203,477
ソ フ ト ウ ェ ア	385,008	資 本 金	1,519,561
ソフトウェア仮勘定	34,034	資 本 剰 余 金	1,524,387
投 資 そ の 他 の 資 産	262,904	利 益 剰 余 金	159,527
投 資 有 価 証 券	59,799	その他の包括利益累計額	△313
繰 延 税 金 資 産	15,087	その他有価証券評価差額金	△1,419
そ の 他	192,082	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,105
貸 倒 引 当 金	△4,065	非 支 配 株 主 持 分	2,304
資 産 合 計	5,541,055	純 資 産 合 計	3,205,468
		負 債 純 資 産 合 計	5,541,055

連結損益計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,380,939
売上原価	11,923,485
売上総利益	2,457,453
販売費及び一般管理費	1,929,841
営業利益	527,611
営業外収入	781
受取利息	6,525
助成金の収入	701
その他	8,008
営業外費用	12,630
支払払替	15,144
貸倒引当金繰入	27,688
株式公開費用	9,773
その他	2,933
経常利益	68,171
特別利益	467,448
資産除売却債務戻入益	13,060
投資資産有価証券の売却益	1,576
その他	585
特別損失	15,222
投資有価証券の評価損	278,359
その他	13,807
税金等調整前当期純利益	292,167
法人税、住民税及び事業税	157,259
法人税等調整額	△27,256
当期純利益	130,002
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	60,501
親会社株主に帰属する当期純利益	△2,741
	63,242

貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,317,508	流 動 負 債	1,787,439
現 金 及 び 預 金	2,394,948	買 掛 金	1,226,537
売 掛 金	1,725,933	1年内返済予定の長期借入金	99,996
前 渡 金	7,589	リ ー ス 債 務	78,465
前 払 費 用	44,712	未 払 金	49,072
繰 延 税 金 資 産	39,668	未 払 費 用	120,954
そ の 他	133,872	未 払 法 人 税 等	126,043
貸 倒 引 当 金	△29,216	前 受 金	1,277
固 定 資 産	1,389,932	預 り 金	14,048
有 形 固 定 資 産	313,444	賞 与 引 当 金	59,812
建 物	30,222	そ の 他	11,231
工 具、器 具 及 び 備 品	40,072	固 定 負 債	450,583
リ ー ス 資 産	243,149	長 期 借 入 金	250,004
無 形 固 定 資 産	440,616	リ ー ス 債 務	200,579
の れ ん	23,798	負 債 合 計	2,238,022
ソ フ ト ウ エ ア	384,953	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	31,864	株 主 資 本	3,470,838
投 資 そ の 他 の 資 産	635,872	資 本 金	1,519,561
投 資 有 価 証 券	59,183	資 本 剰 余 金	1,524,387
関 係 会 社 株 式	395,311	資 本 準 備 金	1,514,161
出 資 金	10	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,226
長 期 前 払 費 用	1,071	利 益 剰 余 金	426,888
繰 延 税 金 資 産	15,087	そ の 他 利 益 剰 余 金	426,888
破 産 更 生 債 権 等	97	繰 越 利 益 剰 余 金	426,888
そ の 他	165,208	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,419
貸 倒 引 当 金	△97	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,419
資 産 合 計	5,707,441	純 資 産 合 計	3,469,419
		負 債 純 資 産 合 計	5,707,441

損 益 計 算 書

(2017年 4 月 1 日から
2018年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,711,141
売上原価		11,341,311
売上総利益		2,369,830
販売費及び一般管理費		1,763,427
営業利益		606,403
受取利息	2,192	
助成金収入	6,525	
その他	690	9,408
営業外費用		
支払利息	12,630	
為替差損	15,123	
貸倒引当金繰入額	27,688	
株式公開費用	9,773	
その他	2,377	67,594
経常利益		548,217
資産除売却債務戻入益	13,060	
投資有価証券売却益	1,576	
その他	585	15,222
特別損失		
投資有価証券評価損	275,653	
その他	12,943	288,597
税引前当期純利益		274,842
法人税、住民税及び事業税	156,031	
法人税等調整額	△27,256	128,774
当期純利益		146,068

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社ジーニー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村孝郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田健司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーニーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社ジーニー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 田 健 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーニーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備された体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月24日

株 式 会 社 ジ ー ニ ー 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 鳥 谷 克 幸 ㊞
(社外監査役)

常 勤 監 査 役 青 木 理 恵 ㊞
(社外監査役)

監 査 役 後 藤 文 明 ㊞
(社外監査役)

監 査 役 吉 澤 尚 ㊞
(社外監査役)

監 査 役 轟 幸 夫 ㊞
(社外監査役)

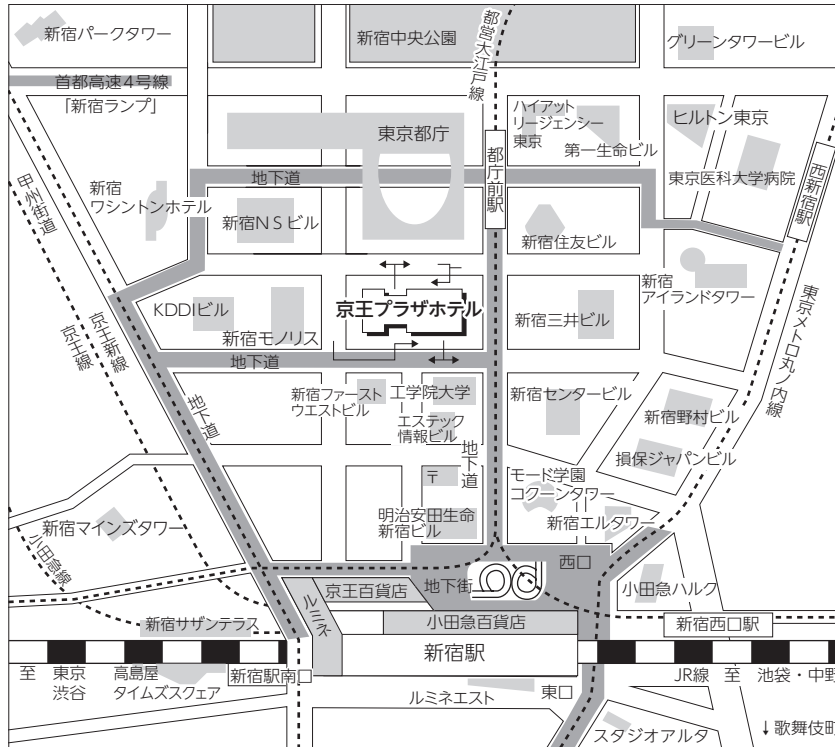
(注) 監査役5名は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル 44階 「ハーモニー」



交通 JR・私鉄・地下鉄 新宿駅西口より 徒歩約5分
都営大江戸線 都庁前駅B1出口 すぐ

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。